

令和2年7月31日

保護者の皆様

瀬戸市教育委員会

新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合への対応について

日頃は本市の教育行政に多大なるご理解とご協力を賜り、ありがとうございます。

さて、日本各地で新型コロナウイルス感染症の感染者が再び増加してきました。愛知県内でも連日多くの感染者が報告されています。そこで、今後（夏季休業中を含む）の新型コロナウイルスの感染または感染が疑われる場合の対応について下記のとおりお知らせします。

なお、今回お示しする内容は対応の原則となります。個々の事案については、各学校と相談をいただきますようお願いいたします。

記

- 1 児童生徒本人が感染者となった場合
 - ・ 児童生徒本人は出席停止となります。
 - ・ 学校は3日間の臨時休校とし、消毒等を行います。その後は、状況によって臨時休校の継続、学年閉鎖や学級閉鎖を行う場合があります。

- 2 児童生徒本人が濃厚接触者となった場合
 - ・ 児童生徒本人は出席停止となります。
 - ・ 検査を受け陰性となった場合であっても、感染者と最後に接触してから2週間は健康観察期間として出席停止となります。

- 3 児童生徒本人の身近な方（家族等）が、濃厚接触者となった場合
 - ・ 濃厚接触者となった方の検査結果が出るまでの間、児童生徒については登校を見合わせていただきますようお願いいたします。
 - ・ 濃厚接触者となった方が陽性であった場合、児童生徒は出席停止となります。
 - ・ 濃厚接触者となった方が陰性であった場合、児童生徒本人は通常通りの登校となります。

上記1から3に該当する場合は学校への連絡をお願いします。なお、連絡は夏季休業中であってもお願いします。ただし、8月11日（火）から14日（金）の学校閉庁期間については、瀬戸市役所学校教育課（0561-88-2760）まで連絡をお願いします。